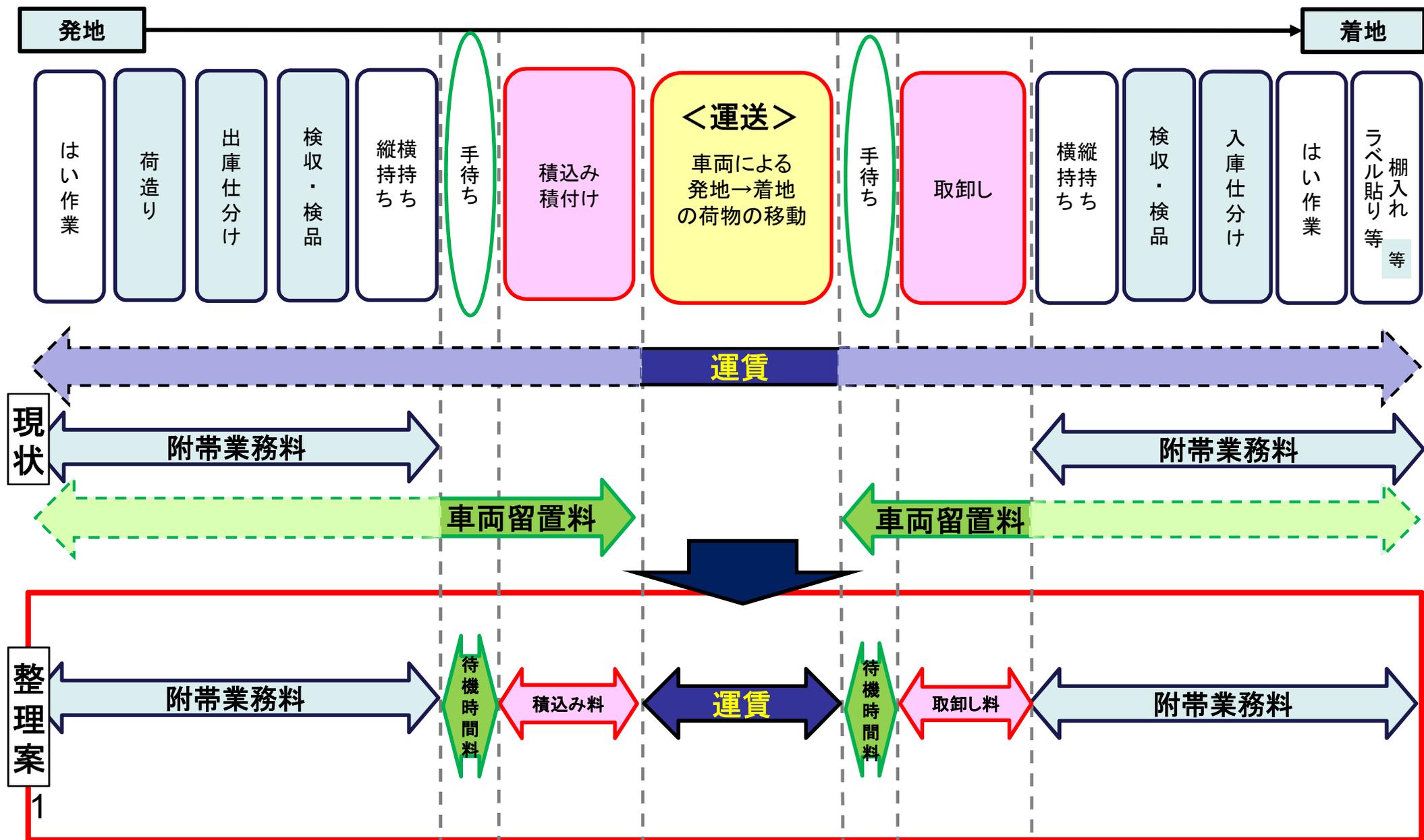


# 1. 運送以外のコストを適切に 収受するための方策について

---

# 運送及び運送以外の役務への対価について

- 「運賃」は「運送の対価」であることを明確にするため、以下の範囲としてよいか。
- 積込み・取り卸しの対価は「運賃」とは別としてよいか。
- 「車両留置料」は待機の対価であることを明確にしてよいか。



## 現行の規定の課題等

- 運送状の記載事項に「運賃、料金、燃料サーチャージ、立替金その他の費用の額」が含まれているが、「料金」「その他の費用」の内容についての詳細な記載はない。
- 貨物の「積込み又は取卸し」については、運送事業者が行うこととされているが、その費用(コスト)については約款に記載がない。
- 附帯業務について、「品代金の取立て」、「荷掛金の立替え」等が挙げられているが、「横持ち及び縦持ち」、「棚入れ」等は例示されていない。

## 改正案

- ① 運送状の記載事項を「運賃、燃料サーチャージ、料金(待機時間料、積込み料、取卸し料等)、有料道路利用料、立替金その他の費用」とし、料金の詳細を記載することとする。
- ② 発地及び着地における積込み及び取卸し作業に対する対価を「積込み料」及び「取卸し料」とし、発地及び着地における荷待ちへの対価として「待機時間料」と整理する。
- ③ 「附帯業務」の例示を実態に合わせて整理し、現行約款の「横持ち及び縦持ち」、「棚入れ」を新たに加えることとする。

## 現行の規定の課題等

- 必要記載事項として、運賃以外に「[燃料サーチャージ](#)」「[有料道路利用料](#)」「[附帯業務料](#)」が明示されているが、それ以外の費用は「その他」としてまとめられている。（なお、記載要領には「[車両留置料](#)」「[荷役機械使用料](#)」「[架装費等](#)」についても明示はされている。）
- 「[車両留置料](#)」について、ガイドライン本文に「[運送受託者の規定する車両留置時間を超える場合に收受するもの](#)」との記載はあるが、モデル様式において「運送受託者の規定する車両留置時間」を確認できるようにはなっていない。
- モデル様式について、「[車両留置料](#)」を收受する場合の時間あたり単価を記載できるものになっていない。

## 改正案

- ①必要記載事項として「[⑦料金](#)」を追加し、その例として示す料金を「[待機時間料](#)」「[積込み料](#)」「[取卸し料](#)」「[附帯業務料](#)」、等と整理する。
- ②必要記載事項の記載要領に「[待機時間料](#)」「[積込み料](#)」及び「[取卸し料](#)」についての記載を追加し、これらの料金の定義を明確化する。
- ③運送とその他の作業を明確に区別するため、「[運賃](#)」を「[貨物の運送\(場所的移動\)に対する対価](#)」と定義し、運送以外の役務に対する対価を「[料金](#)」と定義することとする。
- ④運送引受書様式を以下の通り改正する。
  - ・「[附帯業務料](#)」の詳細を記載する欄を設ける。
  - ・「[積込み料](#)」及び「[取卸し料](#)」を記載する欄を設ける。
  - ・「[待機時間料](#)」を「○時間あたり○円」と記載できるようにする。

○航空貨物及び海運貨物の運賃・料金については通達によって定義づけられている。

モード	運賃の定義	料金の定義
トラック	貨物の運送(場所的移動及び、運送に必要な典型的な積み付け業務(シート、ロープなど通常貨物自動車運送事業者が備えている積付用品による業務等))に対する対価 (トラック運送業における書面化推進ガイドライン)	①運送以外の貨物自動車運送事業者の役務であり、異なる業務へのそれぞれの対価 (トラック運送業における書面化推進ガイドライン) ②運賃により一律に収受しがたい運送サービス (平成15年国自貨第85号通達)
航空	貨物の輸送サービスの対価 (平成22年国空国第1855号通達)	旅客及び貨物の輸送サービスに直接関係するもので別に定めるもの →受託手荷物料金、座席指定料金、2席使用旅客座席料金、改良座席料金、ストレッチャー料金、アップグレード料金、非同伴小幼児取扱手数料 (平成22年国空国第1855号、1856号通達)
海運	貨物運賃:船舶により物品(旅客が携帯する手回り品を除く。)を運送する場合の対価 (昭和52年海定第96号通達)	船舶による物品等の運送に係る対価であって運賃以外のものをいう (昭和52年海定第96号通達)

※鉄道については省令において旅客に係る料金が定義づけられているが、貨物に関する運賃・料金は定義づけられていない。